

## 第 4 8 号 議 案

令和 4 年度 亀岡市 下水道事業 会計未処分利益剰余金の  
処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の  
規定により、令和 4 年度 亀岡市 下水道事業 会計未処分利益剰余金の  
処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 2 8 日 提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

記

### 令和 4 年度 亀岡市 下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	7,216,967,503	3,091,161,721	576,848,702
議会の議決による処分額	322,681,503	0	△322,681,503
資本金への組入れ	322,681,503	0	△322,681,503
亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例第 7 条による処分額	0	0	△254,167,199
減債積立金の積立て	0	0	△254,167,199
亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	7,539,649,006	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0

令和4年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の  
処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度亀岡市  
下水道事業会計未処分利益剰余金576,848,702円のうち  
322,681,503円を資本金に組み入れること。

令和4年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分 利益剰余金
当年度末残高	7,216,967,503	3,091,161,721	576,848,702
議会の議決による処分額	322,681,503	0	△322,681,503
資本金への組入れ	322,681,503	0	△322,681,503
亀岡市上下水道事業の設置等 に関する条例第7条による処分額	0	0	△254,167,199
減債積立金の積立て	0	0	△254,167,199
亀岡市上下水道事業の設置等 に関する条例第8条による処分額	0	0	0
処分後残高	7,539,649,006	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0